平成２３年（フ）第３４０号
群馬県前橋市粕川町膳135番地４
債務者　鎌塚　康昭
1　決定年月日時　平成23年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで　前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３４９号
群馬県前橋市広瀬町２丁目32番地　ＨＥ－536号
債務者　川口　美子
1　決定年月日時　平成23年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで　前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３５１号
群馬県前橋市広瀬町３丁目17番地14　コーポ吉沢２号
債務者　古澤　理恵
1　決定年月日時　平成23年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで　前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２６７号
群馬県高崎市中居町２丁目５番地４　高井ハイツ502号
債務者　海老原丈士
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第２７３号
群馬県高崎市飯塚町1316番地４　コロールプラタＮ103号
債務者　墨岡　大世
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第２７４号
群馬県高崎市台新田町307番地　市住70－６－133号
債務者　窪田　幸光
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第２７５号
群馬県高崎市台新田町307番地　市住70－６－133号
債務者　窪田　英子
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第２７６号
群馬県高崎市高関町14番地１　ティーハイム小笠原302号
債務者　石井美千代
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第２７９号
群馬県高崎市日光町９番地　市住３棟311号
債務者　萩原　信成
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第２８０号
群馬県高崎市倉賀野町2086番地２
債務者　岩井　清美
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第２８４号
群馬県高崎市菅谷町20番地266　ホワイトヴィレッジ高野Ａ５号
債務者　板倉　健太
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第３１７号
埼玉県羽生市南７－８－７　中田アパートオク、住民票上の住所埼玉県羽生市東４丁目７番16号
債務者　橋本　照代
1　決定年月日時　平成23年８月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第３２４号
埼玉県熊谷市三ケ尻5380番地２
債務者　賀曽利良幸
1　決定年月日時　平成23年８月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第７５１号
千葉県市原市新堀1269番地の１
債務者　時田マリアテレサこと　ＴＯＫＩＴＡ　ＭＡＲＩＡ　ＴＨＥＲＥＳＡ　ＢＡＬＢＡＲＥＳ
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１２６号
相模原市緑区橋本台１丁目13番８号　エクセルヒロⅡ201
債務者　柏瀬　雅夫
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第３２４号
神奈川県座間市ひばりが丘２丁目67番８号
債務者　中村　忠和
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第３３４号
神奈川県座間市緑ケ丘４丁目15番12号　ウェル相武台ＰＡＲＴⅡ102号
債務者　森　　里枝（旧姓工藤）
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで　横浜地方裁判所相模原支部